

議案第91号

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月4日

提出者 墨田区長 山本亨

墨田区印鑑条例の一部を改正する条例

墨田区印鑑条例（昭和50年墨田区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

(提案理由)

電気通信事業法の一部改正により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。